

專利審查指南改正意見募集案 2025.5

中国の「專利」は日本の「特許」、「実用新案」及び「意匠」を含む。

概要：31箇所の改正を予定し、5つの部分に関わる

- ◆第1部 初步審査（1-3）
- ◆第2部 実質審査（4-18）
- ◆第3部 国内段階に移行された国際出願の審査（19-20）
- ◆第4部 復審と無効請求の審査（21-24）
- ◆第5部 専利出願および事務処理（25-31）

1 願書に全ての発明者の身分情報を記入すること

修正内容	『專利審査指南』（2024）第1部第1章 4. 出願書類の方式審査 4.1 願書	『專利審査指南』（意見募集案）第1部第1章 4. 出願書類の方式審査 4.1 願書
	<p>4.1.2 発明者 ……</p> <p>発明者は個人であるべきであり、願書には団体や集団、人工知能の名称を記入してはならない。例えば「××研究グループ」や「人工知能××」などと記入してはならない。……</p>	<p>4.1.2 発明者 ……</p> <p>発明者は個人であるべきであり、願書には<u>全ての発明者の身分情報を記入</u>し、団体や集団、人工知能の名称を記入してはならない。例えば「××研究グループ」や「人工知能××」などと記入してはならない。……</p>
修正説明	<p>現在の願書では第一発明者の身分情報のみを記入することが求められている。本指南の改正では「願書には全ての発明者の身分情報を記入すること」が明確にされています。</p>	

2 専利代理機関は出願者、発明者の情報に責任を持つ

修正内容	<p>『専利審査指南』（2024）第1部第1章 4. 出願書類の形式審査 4.1 請求書</p> <p>4.1.6 専利代理機関、専利代理人 …… 専利代理機構の名称は国家知識産権局で登録した全称を使うとともに、出願書類に捺印された専利代理機構の公印にある名称と一致しなければならない。略称 や略語を使ってはならない。願書においてさらに、国家知識産権局が当該専利代理機構に付与した機構コードを記入しなければならない。 ……</p>	<p>『専利審査指南』（意見募集稿）第1部第1章 4. 出願書類の形式審査 4.1 請求書</p> <p>4.1.6 専利代理機関、専利代理人 …… 専利代理機構の名称は国家知識産権局で登録した全称を使うとともに、出願書類に捺印された専利代理機構の公印にある名称と一致しなければならない。略称 や略語を使ってはならない。願書においてさらに、国家知識産権局が当該専利代理機構に付与した機構コードを記入しなければならない。 <u>専利代理機関は、提出する専利願書の発明者の身元情報、出願者の身元情報および連絡先が真実で有効であることを保証しなければならない。</u> ……</p>
修正説明	<p>専利代理機関は、提出する専利請求書の発明者の身元情報、出願者の身元情報および連絡先の真実性、有効性に責任を持つことを明確にします。</p>	

3分割出願は優先権を要求せず、通知書に基づいて回復を請求する

修正内容	<p>「専利審査指南」（2024）第1部第1章 6. その他の書類及び関係手続きの審査 6.2 優先権の主張 6.2.1 外国優先権の主張</p>	<p>「専利審査指南」（意見募集稿）第1部第1章 6. その他の書類及び関係手続きの審査 6.2 優先権の主張 6.2.1 外観優先権の主張</p>
	<p>6.2.1.2 優先権主張声明 複数優先権を主張しながら、声明の中には、ある先の出願の出願日や出願番号、元受理機構の名称のうちの1項目若しくは2項目を明記していないか、或いは誤記したもので、規定された期限内に出願人が当該先の出願書類の副本を提出してある場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期間内に答弁しない又は補正しても規定事項に合致しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。</p>	<p>6.2.1.2 優先権主張声明 複数優先権を主張しながら、声明の中には、ある先の出願の出願日や出願番号、元受理機構の名称のうちの1項目若しくは2項目を明記していないか、或いは誤記したもので、規定された期限内に出願人が当該先の出願書類の副本を提出してある場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期間内に答弁しない又は補正しても規定事項に合致しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p><u>分割出願の原出願は優先権を主張していたが、出願者が分割出願時にその優先権を主張する旨を願書に記載しなかった場合、分割出願はその優先権を主張しなかったものとみなし、審査官は優先権を主張しなかったものとみなす通知書を発行する。</u></p> <p>.....</p>
修正説明	<p>第1部第1章第6.2.1.2、6.2.2.2節「優先権主張声明」において、「分割出願の原出願は優先権を主張していたが、出願者が分割出願時にその優先権を主張する旨を請求書に記載しなかった場合、分割出願はその優先権を主張しなかったものとみなし、審査官は優先権を主張しなかったものとみなす通知書を発行する」と明確にし、出願者は第1部第1章第6.2.6.1節の規定に基づいて優先権の回復を請求することができます。</p>	

4 専利権保護と植物新品種権保護の連携

<p>修正内容</p>	<p>『専利審査指南』（2024）第2部第1章 4. 専利法第25条に基づき専利権が付与されない対象</p> <p>4.4 動物と植物品種</p> <p>動物と植物は生きている物体である。専利法 25 条 1 項（4）号の規定によると、動物と植物の品種は専利権が付与されてはならない。専利法で言う動物とは人を含まないものであり、自ら合成できず、自然の炭水化物と蛋白質を摂取することではしか生命が維持できない生物を言う。専利法で言う植物とは光合成により、水、二酸化炭素と無機塩など無機物で合成される炭水化物、蛋白質を利用して生命を維持し、通常は移動できない生物を言う。動物と植物の品種は専利法以外の他の法律・法規により保護されることができる。例えば、植物新品種権は『植物新品種権の保護条例』により保護されることができる。</p> <p>……</p>	<p>『専利審査指南』（意見募集稿）第2部第1章 4. 専利法第25条に基づき専利権が付与されない対象</p> <p>4.4 動物と植物品種</p> <p>動物と植物は生きている物体である。専利法 25 条 1 項（4）号の規定によると、動物と植物の品種は専利権が付与されてはならない。専利法で言う動物とは人を含まないものであり、自ら合成できず、自然の炭水化物と蛋白質を摂取することではしか生命が維持できない生物を言う。専利法でいう植物品種とは特異性、一致性、安定性を備えた植物群体を言う。動物と植物の品種は専利法以外の他の法律・法規により保護されることができる。例えば、植物新品種権は『植物新品種権の保護条例』により保護されることができる。</p> <p>……</p>
<p>修正説明</p>	<p>植物革新に関する知的財産保護を強化するという革新主体の声に応えるため、専利権保護と植物新品種権保護が合理的かつ効果的に連携するように、本指南の修正では「植物」の定義を削除し、「植物品種」の定義を追加しました。この「植物品種」の定義は『中華人民共和国種子法』の植物品種に対する要求と一致しており、植物新品種権保護を受けられない育種材料が専利権を取得できる可能性があります。</p>	

5 同日に出願し、声明に基づいて同じ発明創造と認定する

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第3章 6. 同一の発明創造についての取扱い	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第3章 6.同一の発明創造についての取扱い
	<p>6.1 判断原則</p> <p>判断時において、もしある專利出願又は專利的1つの請求項は別の專利出願又は專利的1つの請求項の保護範囲と同一であれば、同一の発明創造であると認めなければならない。</p>	<p>6.1 判断原則</p> <p>判断時において、もしある專利出願又は專利的1つの請求項は別の專利出願又は專利的1つの請求項の保護範囲と同一であれば、同一の発明創造であると認めなければならない。</p> <p><u>專利法施行細則第47条第2項の規定に基づき、同一の出願者が同日（出願日を指す）に实用新案專利と発明專利を出願し、かつ出願時にそれぞれ説明を行った場合、同じ発明創造に該当するかどうかは出願者の願書中の声明による。</u></p> <p>.....</p>
修正説明	<p>修正内容には以下が含まれる：一つは出願者の声明に基づいて同日の出願が同じ発明創造であるかどうかを認定すること；二つ目は同日の出願の処理方法を明確にすることであり、すなわち既に取得した实用新案專利権を放棄しなければ発明專利権を付与できず、そうでなければ発明專利出願は拒絶されます。</p> <p>今回の修正内容は、專利法第9条第1項、專利法施行細則第47条における発明專利出願と实用新案專利的併存時の処理規則との一致性を強調し、同日の出願による発明と实用新案が同時に認可されることによって生じる後続の專利権維持、権利行使などの問題を減少させ、審査資源を節約し、出願者の負担を軽減し、同日の申請審査結果に対する公衆の期待を向上させます。</p>	

6 同日に出願された発明の修正は認可されない

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第3章 6.同一の発明創造についての取扱い 6.2 取扱いの方法	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第3章 6.同一の発明創造についての取扱い 6.2 取扱いの方法
	<p>6.2.2 一件の專利出願と一つの專利権の取扱い ……</p> <p>但し、同じ出願人が同日（出願日のみを指す）に同一の発明創造について、実用新案と発明の両方を出願しており、先に取得した実用新案專利権がまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ説明を行った場合には、発明專利出願の補正のみならず、実用新案專利権の放棄によって、権利の重複付与を回避することができる。従って、前述の発明專利出願を審査している過程において、もし当該発明專利出願がその他の專利権付与条件に合致しているならば、出願人に選択又は補正を行うよう通知しなければならない。出願人は付与された実用新案專利権の放棄を選択した場合には、審査意見通知書の回答に、実用新案專利権を放棄する旨の書面声明を添付しなければならない。この際は、付与条件に合致しており、まだ付与されていない発明專利出願に対し、権利付与通知書を出すとともに、前述の実用新案專利権を放棄する旨の書面声明を関連する審査部門に転送して、專利局で登記、公告し、公告には前述の実用新案專利権が発明專利権の査定公告日より消滅する旨を明記しなければならない。 ……</p>	<p>6.2.2 一件の專利出願と一つの專利権の取扱い ……</p> <p>但し、同じ出願人が同日（出願日のみを指す）に同一の発明創造について、実用新案と発明の両方を出願しており、先に取得した実用新案專利権がまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ説明を行った場合には、実用新案專利権の放棄によって、権利の重複付与を回避することができる。従って、前述の発明專利出願を審査している過程において、もし当該発明專利出願がその他の專利権付与条件に合致しているならば、出願人に選択を行うよう通知しなければならない。出願人は付与された実用新案專利権の放棄を選択した場合には、審査意見通知書の回答に、実用新案專利権を放棄する旨の書面声明を添付しなければならない。この際は、付与条件に合致しており、まだ付与されていない発明專利出願に対し、権利付与通知書を出すとともに、前述の実用新案專利権を放棄する旨の書面声明を関連する審査部門に転送して、專利局で登記、公告し、公告には前述の実用新案專利権が発明專利権の査定公告日より消滅する旨を明記しなければならない。 <u>出願者が実用新案專利権を放棄しない場合、その発明專利出願は却下される。</u> ……</p>

7 技術問題の解決に貢献しない場合、創造性には影響しない

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第4章 6. 創造性の審査で注意すべき問題	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第4章 6. 創造性の審査で注意すべき問題
	<p>6.4 保護を求める発明の審査</p> <p>発明に創造性を具備するかは、保護を請求する発明を対象としているものである。そのため、発明の創造性に対する評価は、請求項により限定された技術方案に対して行わなければならない。発明において、現有技術に貢献している技術的特徴は、例えば、発明に予測できない技術的効果を挙げさせる技術的特徴、又は発明で技術偏見を克服したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。そうでなければ、説明書に記載があったとしても、発明の創造性の評価時には考慮しないものとする。なお、創造性の判断は請求項により限定された技術方案全体に対し評価を行わなければならない。つまり、ある技術的特徴に創造性を具備するかを評価せず、技術方案に創造性を具備するかどうかを評価する。</p> <p>.....</p>	<p>6.4 保護を求める発明の審査</p> <p>発明に創造性を具備するかは、保護を請求する発明を対象としているものである。そのため、発明において、現有技術に貢献している技術的特徴は、例えば、発明に予測できない技術的効果を挙げさせる技術的特徴、又は発明で技術偏見を克服したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。そうでなければ、説明書に記載があったとしても、発明の創造性の評価時には考慮しないものとする。<u>しかし、技術的問題の解決に貢献しない特徴は、たとえ請求項に記載されていても、通常は技術的解決策の創造性に影響を与えない。</u></p> <p><u>【例】</u> カメラに関する発明で、その発明が解決しようとする技術的問題はシャッターをより柔軟に制御する方法であり、この技術的問題はカメラ内部の関連する機械および回路構造を改良することによって実現される。 <u>審査官が請求項が創造性を欠いていると指摘した後、出願人は請求項にカメラ外殻の形状やディスプレイ画面、</u></p>

7 技術問題の解決に貢献しない場合、創造性には影響しない

<p>修正内容</p>	<p>『專利審査指南』（2024）第2部第4章 6. 創造性の審査で注意すべき問題</p>	<p>『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第4章 6. 創造性の審査で注意すべき問題</p> <p><u>サイズ、バッテリーコンパートメントの位置などの特徴を追加した。説明書には請求項に追加された特徴が技術問題の解決に関連しているかどうかについての説明はなく、これらの追加された特徴は、請求項の主題自体に内在する通常の構成要素であるか、または当該分野の技術者がその一般的な技術知識と通常の実験手段に基づいて得られるものであり、出願者もこれらの技術的特徴が要求される技術方案にさらなる技術的効果をもたらすことを証明する証拠を提供していないため、上記の技術的特徴は技術問題の解決に貢献せず、要求される技術方案に創造性をもたらすことはない。</u></p> <p>……</p>
<p>修正説明</p>	<p>①創造性条項の法的な意味合いと本質的な要求をさらに明確にし、專利出願と審査の質を向上させるため。</p> <p>②修正内容には以下が含まれる：一つは、請求項において技術問題の解決に貢献しない（技術的）特徴は、通常、保護される発明に創造性をもたらさないか、その創造性の高さを向上させないことを明確にし、上記の原則を例示によって説明すること。二つ目は、文章表現の適応的な調整。</p> <p>③今回の修正は、出願書類の作成と創造性審査において注意すべき問題をさらに明確化し提示するものであり、創造性評価の方法と考え方を変更するものではない。創造性は発明の革新度に対する法律上の要求であり、今回の修正は、創造性を評価する際には、請求項で限定された技術方案全体を考慮した上で、その分野の技術者として立場を取り、発明の本質を正確に把握し、許可された請求項と発明が既存技術に対して真に貢献する部分が一致することを確保することを強調することを目的としています。</p>	

8 タイトル：特徴の記述 v. 分野

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 コンピュータプログラムに関する発明專利出願審査の若干の規定	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 コンピュータプログラムに関する発明專利出願審査の若干の規定
	6. アルゴリズムの特徴または商業ルールと方法の特徴を含む 発明專利出願審査に関する規定 ……	6. 人工知能などに関する 発明專利出願審査 関連規定 ……
修正説明	現行の『指南』のこの節のタイトルは「アルゴリズムの特徴または商業ルールと方法の特徴を含む発明……」であり、このタイトルは出願書類の記述特徴の観点から命名されています。タイトルを「人工知能などに関する発明……」に変更し、この節が規定する分野を明確にします。	

9 AI関連の出願審査対象：請求項＋説明書

修正内容	<p>『専利審査指南』（2024）第2部第9章 コンピュータプログラムに関する発明専利出願審査のいくつかの規定</p>	<p>『専利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 コンピュータプログラムに関する発明専利出願審査のいくつかの規定</p>
	<p>6.1 審査基準 審査は、保護を求める解決策、すなわち請求項で限定された解決策を対象とすべきである。審査においては、技術的特徴とアルゴリズム特徴、または商業ルールと方法特徴などを単純に分断するべきではなく、請求項に記載されたすべての内容を一体として、そこに含まれる技術手段、解決する技術問題、得られる技術効果を分析する必要がある。 ……</p>	<p>6.1 審査基準 審査は、保護を求める解決策、すなわち請求項で限定された解決策を対象とし、<u>必要に応じて説明書の内容を審査すべきである</u>。審査においては、技術的特徴とアルゴリズム特徴、または商業ルールと方法特徴などを単純に分断するべきではなく、請求項に記載されたすべての内容を一体として、そこに含まれる技術手段、解決する技術問題、得られる技術効果を分析する必要がある。 ……</p>
修正説明	<p>専利法第5条の審査対象は出願書類です。今回の修正では専利法第5条の審査基準と例を追加したため、「必要に応じて説明書の内容を審査すべきです」という表現が追加されました。</p>	

10 AIなどに関するA5.1違反の審査

修正内容	『専利審査指南』（2024）第2部第9章 6.1 審査基準	『専利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.1 審査基準
	<p>6.1.1 専利法第25条第1項第（二）号に基づく審査 ……</p>	<p><u>6.1.1 専利法第5条第1項に基づく審査</u> <u>アルゴリズムの特徴や商業規則および方法の特徴を含む発明専利出願について、法律違反、社会的道徳に反する、または公共の利益を妨げる内容が含まれている場合、例えばデータ収集、ラベル管理、ルール設定、推薦決定などが法律違反、公平正義に反する、差別的偏見がある場合には、専利法第5条第1項の規定に基づき、専利権を付与することはできない。</u> <u>6.1.2 専利法第25条第1項第（二）号に基づく審査</u> ……</p>
修正説明	<p>出願書類に記載されたデータ収集、ラベル管理、ルール設定、推薦決定などの内容が法律違反、社会的道徳に反する、または公共の利益を妨げる場合、その出願は専利法第5条第1項の規定に基づき専利権を付与されません。</p>	

11 AIなどに関するA5違反の審査例

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6. アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む発明 專利出願の審査に関する規定	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.人工知能などが関与する発明專利出願審査に関する規定
	<p>6.2 審査例</p> <p>以下、上記の審査基準に基づき、アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む発明專利出願の審査例を示す。</p>	<p>6.2 審査例</p> <p>以下、上記の審査基準に基づき、アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む発明專利出願の審査例を示す。</p> <p>(1) アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む発明專利出願が法律、社会道德に違反し、または公共の利益を妨げる場合、專利權を付与することはできない。</p> <p><u>【例1】</u> <u>ビッグデータに基づくショッピングモール内マットレス販売支援システム</u></p> <p><u>出願内容の概要</u> <u>発明專利出願の解決策は、ビッグデータに基づくショッピングモール内マットレス販売支援システムであり、カメラモジュールと顔認識モジュールを通じて顧客が知らないうちにその顔特徴情報を収集し、顧客の身元情報を識別し、収集した情報をデータ分析して、商家が精密なマーケティングを行うのを助ける。</u></p> <p><u>出願の請求項</u> <u>そのマットレス展示装置は制御モジュールと情報収集モジュールを含み、</u></p>

11 AIなどに関するA5違反の審査例

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む發明專利出願の審査に関する規定	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.人工智能などが関与する發明專利出願審査に関する規定
		<p><u>マットレス製品の展示と販売支援、および顧客データの収集に使用されることと、</u> <u>制御モジュールは管理センターとデータをやり取りするためのものであることと、</u> <u>情報収集モジュールにはカメラモジュールと顔認識モジュールが含まれ、顧客が知らないうちにその顔の特徴情報を収集し、キーポイント検出アルゴリズムを使用して顔の姿勢を調整し、正規化された顔画像を取得する、正規化された顔画像を顔検出アルゴリズムで識別すべき顔領域を特定し、主成分分析法を組み合わせて顔領域内の顔特徴を抽出し、さらに顧客の身元情報を得ることと、</u> <u>管理センターは管理サーバーと分析支援システムを含むことと、</u> <u>管理サーバーは複数のマットレス展示装置を管理することと、</u> <u>分析支援システムは顧客の身元情報に基づき、マットレス展示装置が収集したデータを利用して顧客の好みを分析し、管理センターに分析結果をフィードバックすることと、を含むことを特徴とするマットレス展示装置と管理センターを含むビッグデータに基づくショッピングモール内マットレス販売支援システム。</u></p> <p><u>分析と結論</u> <u>『中華人民共和国個人情報保護法』の関連条項では、公共の場における画像収集、個人識別装置の設置は公共の安全を維持するために必要であり、国家の関連規定に従い、目立つ提示標識を設置しなければならないと規定されている。収集された個人画像、身元識別</u></p>

11 AIなどに関するA5違反の審査例

修正内容	『専利審査指南』（2024）第2部第9章 6.アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む発明専利出願の審査に関する規定	『専利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.人工知能などが関与する発明専利出願審査に関する規定
		<p><u>情報は公共の安全を維持する目的でのみ使用され、他の目的には使用されてはならない、個別の同意を得た場合を除く。</u></p> <p><u>この発明は、画像収集と顔認識手段を商業施設などでのマットレスの精密マーケティングに使用するものであり、これは明らかに公共の安全を維持するために必要なものではない。また、顧客の顔情報を収集し、その身元情報を取得することは、顧客が知らないうちに行われ、顧客の個別の同意を得ていない。したがって、この発明は法律に反しており、専利法第5条第1項の規定に基づき、専利権を付与されることはできない。</u></p>
修正説明	<p>「ビッグデータに基づく商業施設内でのマットレス販売支援システム」の例を追加。この例は、データの収集、処理などの過程が関連法規に従うべきであることを示すことを目的としており、特に識別済みまたは識別可能な自然人に関する個人情報については、その収集と識別手段が公共の安全を維持するために必要であるか、個別の同意を得る必要があります。そうでなければ、『中華人民共和国個人情報保護法』の関連規定に違反することになります。</p>	

11 AIなどに関するA5違反の審査例

<p>修正内容</p>	<p>『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む發明專利出願の審査に関する規定</p>	<p>『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.人工智能などが関与する發明專利出願審査に関する規定</p>
		<p>【例2】 <u>無人運轉車両の緊急決定モデルの構築方法</u></p> <p><u>出願内容の概要</u> 發明專利出願の解決策は、無人運轉車両の緊急決定モデルの構築方法であり、歩行者の性別と年齢を障害物データとして、訓練された決定モデルを通じて障害物を回避できない状況で保護対象と衝突対象を決定する。</p> <p><u>出願の請求項</u> 無人運轉車両の過去の環境データと過去の障害物データを取得する、過去の環境データには、車両の走行速度、所在車線上の障害物との距離、隣接車線上の障害物との距離、所在車線上の障害物の移動速度と移動方向、隣接車線上の障害物の移動速度と移動方向が含まれる、過去の障害物データには、歩行者の性別と年齢が含まれるステップと、過去の環境データと過去の障害物データを特徴抽出し、決定モデルの入力データとして使用し、障害物を回避できない状況で</p>

11 AIなどに関するA5違反の審査例

修正内容	『専利審査指南』（2024）第2部第9章 6.アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む発明 専利出願の審査に関する規定	『専利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.人工知能などが関与する発明専利出願審査に関する規定
		<p><u>車両の過去の走行軌跡を意思決定モデルの出力データとして、過去のデータに基づいて意思決定モデルを訓練し、その意思決定モデルは深層学習モデルであるステップと、リアルタイム環境データとリアルタイム障害物データを取得し、無人運転車両が障害物を回避できない状況に遭遇した場合、訓練された意思決定モデルを利用して無人運転車両の走行軌跡を決定するステップと、を含むことを特徴とする無人運転車両の緊急決定モデルの構築方法。</u></p> <p><u>分析と結論</u> <u>この発明は無人運転車両の緊急意思決定モデルの構築方法に関するものである。人の生命はその年齢や性別に関わらず同等の価値と尊厳を持っており、無人運転車両の緊急意思決定モデルが回避不可能な事故において、歩行者の性別や年齢に基づいて保護対象と衝突対象を選択することは、生命の前で全ての人が平等であるという倫理的道德観念に反している。さらに、このような意思決定方法は社会に存在する性別や年齢の偏見を強化し、公共交通の安全性に対する懸念を引き起こし、技術と社会秩序への信頼を損なう可能性がある。したがって、この発明は社会的公德に反する内容を含んでおり、専利法第5条第1項の規定に基づき、専利権を付与することはできない。</u></p>

11 AIなどに関するA5違反の審査例

修正 説明	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む發明專利出願の審査に関する規定	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.人工知能などが関与する發明專利出願審査に関する規定
<p>「無人運転車の緊急決定モデルの構築方法」の例を追加。この例は、人工知能などの技術の実施が倫理道德觀念に反する場合、專利法第5条第1項に規定される社会公德に反する發明創造に該当し、專利權を付与されないことを示すことを目的としています。</p>		

12 AIなどが創造性を備えているかどうかの審査例18

<p>修正 内容</p>	<p>『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む発明 專利出願の審査に関する規定</p>	<p>『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.人工知能などが関与する発明專利出願審査に関する規定</p>
		<p>.....</p> <p>【例18】 <u>船舶数を識別する方法</u> <u>出願内容の概要</u> <u>発明專利出願は、船舶の画像データを取得し、深層学習によって</u> <u>検出データモデルを訓練し、現在の海域内の船舶数を正確に識別</u> <u>する技術的問題を解決する方法を提案している。</u></p> <p><u>出願の請求項</u> <u>船舶の画像データセットを取得し、データセット内の画像情報を</u> <u>前処理して、画像情報中の船舶の位置と境界情報をマークし、</u> <u>データセットを訓練データセットとテストデータセットに分割す</u> <u>るステップと、</u> <u>訓練データセットを用いて深層学習を行い、訓練モデルを構築す</u> <u>るステップと、</u> <u>テストデータを訓練モデルに入力して訓練し、船舶テスト結果デ</u> <u>ータを得るステップと、</u> <u>船舶テスト結果データと予め設定された誤差パラメータを掛け合</u> <u>わせて、実際の船舶数を決定するステップと、を含むことを特徴</u> <u>とする船舶数を識別する方法。</u></p>

12 AIなどの創造性に関する審査例18

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む発明 專利出願の審査に関する規定	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.人工知能などが関与する発明專利出願審査に関する規定
		<p><u>分析と結論</u> <u>比較文書1は、木にある果実の数を識別する方法を公開しており、画像情報の取得、画像上の果実の位置と境界のマーク、データセットの分割、モデル訓練、実際の果実数の決定のステップを具体的に公開している。発明專利出願の解決策と比較文献1との違いは、識別対象が異なる点だけである。船舶と果実自体は外観、体積、存在環境などで差異があるが、本分野の技術者にとって、実際の数を識別するために必要な情報マーク、データセット分割、モデル訓練などのステップは、画像上で識別すべき対象の位置関係を対象としており、請求項には識別対象が異なることによる深層学習やモデル訓練過程での訓練方法やモデル階層などの変更が反映されていない。画像上の船舶データをマークし、果実データをマークして訓練用データセットを得てモデル訓練を行うことは、深層学習やモデル構築または訓練過程において調整や改良が行われていません。したがって、保護を求める発明技術案は創造性を備えていない。</u></p>
修正説明	「船舶数を識別する方法」の例を追加。この例の解決策は、通常の深層学習方式でモデル訓練を行い船舶数を識別するものであり、請求項には識別対象が異なることによる深層学習やモデル訓練過程での訓練方法やモデル階層などの変更が反映されていません。	

12 AIなどの創造性に関する審査例18

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む發明專利出願の審査に関する規定	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.人工知能などが関与する發明專利出願審査に関する規定
修正説明	<p>どのような変更が行われたか、比較文書1で公開された果実の数量を識別する方法と比較して、画像上の船舶データをマークし、画像上の果実データをマークして訓練用データセットを取得し、モデル訓練を行うことは技術的な困難を克服する必要がなく、提案が創造性を持つことはできません。</p>	

12 AIなどの創造性に関する審査例19

修正内容	「專利審査指南」（2024）第2部第9章 6.アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む発明 專利出願の審査に関する規定	「專利審査指南」（意見募集稿）第2部第9章 6.人工知能などが関与する発明專利出願審査に関する規定
		<p>.....</p> <p>【例19】 <u>廢鋼の等級分けニューラルネットワークモデルを構築する方法</u> <u>出願内容の概要</u> 廢鋼は収集時に鋼材の平均寸法に基づいて等級分けされる必要がありますが、保管時には雜然としており、互いに積み重なっているため、人工的に寸法を測定し等級を判定する際には効率が低く、等級分けの正確性も高くありません。発明專利出願は、廢鋼の等級分けニューラルネットワークモデルを構築する方法を提案しており、<u>畳み込みニューラルネットワークを通じて学習し、等級分類出力を持つ等級分けニューラルネットワークモデルを形成することで、廢鋼の等級分けの効率と正確性を向上させることができる。</u></p> <p><u>出願の請求項</u> 複数の画像を取得し、異なる廢鋼等級を決定し、画像を前処理し、異なる等級の画像データ特性を抽出し、抽出された異なる等級の画像データ特性を畳み込みニューラルネットワークで学習し、等級分類出力を持つ等級分けニューラルネットワークモデルを形成することと、</p>

12 AIなどの創造性に関する審査例19

<p>修正 内容</p>	<p>『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む発明 專利出願の審査に関する規定</p>	<p>『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.人工知能などが関与する発明專利出願審査に関する規定</p>
		<p><u>画像データの特徴抽出は、画像画面のピクセルマトリックスデータに対して畳み込みニューラルネットワークの畳み込み計算を行う集合からの抽出を指し、これには集合から出力される複数のラインの畳み込み層または畳み込み層とプーリング層の計算によって構成される、画像中の物体の色、エッジ特徴、テクスチャ特徴の抽出、および画像中の物体のエッジとテクスチャ間の関連特徴の抽出が含まれることと、</u></p> <p><u>ここで、画像中の物体の色、エッジ特徴の抽出は、3つのラインの畳み込み層とプーリング層の計算出力からなる集合出力によって構成され、左から右への第1ライン1層プーリング層、第2ライン2層畳み込み層、第3ライン4層畳み込み層を含む。画像中のテクスチャ特徴の抽出は、上記の画像中の物体の色、エッジ特徴の抽出集合出力から行われ、3つのラインの畳み込み層計算出力からなる集合出力によって構成され、左から右への第1ライン0畳み込み層、第2ライン2層畳み込み層、第3ライン3層畳み込み層を含むことと、</u></p> <p><u>エッジとテクスチャ間の関連特徴抽出における畳み込み層計算のライン数は、画像中の物体の色、エッジ、およびテクスチャ特徴抽出における畳み込み層計算のライン数よりも多いことと、を含むことを特徴とする収集された廃鋼の等級分けニューラルネットワークモデルを構築する方法。</u></p>

12 AIなどの創造性に関する審査例19

<p>修正 内容</p>	<p>『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む発明 專利出願の審査に関する規定</p>	<p>『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.人工知能などが関与する発明專利出願審査に関する規定</p>
		<p><u>分析と結論</u> 比較文書1は、再生資源の出所が複雑で種類が多く、材質の差異が大きいという問題を解決し、<u>廃鋼が豆状材料、プレス材料余剰、ブレードアイアンまたはその他の種類に属するかを正確に識別して再生資源の回収利用率を向上させるために、畳み込みニューラルネットワークモデルに基づいて廃鋼の種類を識別する方法を提供し、すでに確定した廃鋼の種類画像データを取得し、その画像データを前処理して特徴抽出を行い、畳み込みニューラルネットワークを利用して訓練し、製品モデルの関連ステップを得ることを具体的に公開している。</u></p> <p><u>発明專利出願の解決策と比較文書1の違いは、訓練データと抽出された特徴が異なること、畳み込み層とプーリング層のライン数と階層設定も異なることである。比較文書1に対して、発明が実際に解決する技術的問題は廃鋼の等級分類の正確性をどのように向上させるかである。比較文書1はすでに確定した種類の廃鋼画像データを用いて特徴抽出とモデル訓練を行います。発明專利出願は廃鋼の平均寸法に基づいて等級分類を行うために、雑然とした相互に重なり合った廃鋼画像から廃鋼の形状、厚さを識別する必要があります。画像中の廃鋼の色、エッジ、テクスチャなどの特徴を抽出するためである。</u></p>

12 AIなどの創造性に関する審査例19

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.アルゴリズムの特徴や商業ルールおよび方法の特徴を含む發明專利出願の審査に関する規定	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.人工智能などが関与する發明專利出願審査に関する規定
		<p><u>モデル訓練の過程で、畳み込み層とプーリング層の回路数と階層設定を調整し、これらのアルゴリズム特徴と技術特徴が機能的に相互に支援し、相互作用関係が存在し、廢鋼の等級分類の精度を向上させることができるため、アルゴリズム特徴が技術方案に対して行った貢献を考慮すべきである。これらの畳み込み層とプーリング層の回路数と階層設定の調整内容は他の比較文書には公開されておらず、この分野の公知常識にも属さない。現有技術全体として、比較文書1を改良して發明專利出願の技術方案を得るための示唆は存在せず、保護を要求する發明技術方案は創造性を備えている。</u></p>
修正説明	<p>「廢鋼等級分類ニューラルネットワークモデルの構築方法」の例を追加。この例の解決策が解決すべき技術問題と採用する手段は、比較文書1が解決すべき技術問題と手段とは異なる。この例では廢鋼の形状と厚さを識別するために、廢鋼の色、エッジ、テクスチャなどの特徴を抽出する必要があり、抽出と訓練する特徴が異なるため、畳み込み層とプーリング層の回路数と階層設定を相応に調整・改良し、これらのアルゴリズム特徴と技術特徴が機能的に相互に支援し、相互作用関係が存在するため、アルゴリズム特徴が技術方案に対して行った貢献を考慮すべきです。</p>	

13 AIに関する新たな十分な公開の要求について

<p>修正内容</p>	<p>『特許審査指南』（2024）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成</p>	<p>『特許審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.3説明書及び権利要求書の作成</p>
	<p>6.3.1 説明書の作成 アルゴリズムの特徴や商業規則および方法の特徴を含む発明専利出願の説明書は、発明がその技術的問題を解決するために採用した解決策を明確かつ完全に記述する必要がある。記述された解決策は、技術的特徴を含む基礎に基づき、さらに技術的特徴の機能において相互に支持し合い、相互作用関係が存在するアルゴリズムの特徴や商業規則および方法の特徴を含むことができる。 ……</p>	<p>6.3.1 説明書の作成 アルゴリズムの特徴や商業規則および方法の特徴を含む発明専利出願の説明書は、発明がその技術的問題を解決するために採用した解決策を明確かつ完全に記述する必要がある。記述された解決策は、技術的特徴を含む基礎に基づき、さらに技術的特徴の機能において相互に支持し合い、相互作用関係が存在するアルゴリズムの特徴や商業規則および方法の特徴を含むことができる。<u>人工知能モデルの構築や訓練に関しては、一般的にモデルに必要なモジュール、階層または接続関係、訓練に必要な具体的なステップやパラメータなどを説明書に明確に記載する必要がある。具体的な分野やシーンで人工知能モデルやアルゴリズムを適用する場合には、一般的にモデルやアルゴリズムが具体的な分野やシーンとどのように結びつくか、アルゴリズムやモデルの入力、出力データがその内在的な関連性を示すように設定されているかを明確に記載し、その技術分野の技術者が説明書に記載された内容に従ってその発明の解決策を実現できるようにする必要がある。</u> ……</p>
<p>修正説明</p>	<p>人工知能アルゴリズムやモデルには「ブラックボックス」問題が存在する可能性があるため、説明書には十分な公開を達成するために十分な情報を開示する必要があります。今回の修正は人工知能関連発明専利出願の2つの一般的な状況に対して、第6.3.1節で説明書の具体的な作成要件をさらに明確化し、出願品質の向上を促進します。</p>	

14 AIなどの十分な公開に関する審査例20

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.3説明書及び権利要求書の作成	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.3説明書及び権利要求書の作成
	<p>6.3.2 権利要求書の作成</p>	<p>6.3.2権利要求書の作成</p> <p>6.3.3 審査例 <u>【例20】</u> <u>顔特徴を生成するための方法</u> <u>出願内容の概要</u> <u>発明專利出願は、空間変換ネットワークを備えた第1畳み込みニューラルネットワークが生成する特徴領域画像集合を通じて、各第2畳み込みニューラルネットワークで情報共有を実現し、これによりメモリ資源の占有を減少させると同時に、顔画像生成結果の精度を向上させることができる。</u></p> <p><u>出願の請求項</u> <u>認識対象の顔画像を取得することと、</u> <u>認識対象の顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力し、</u> <u>認識対象の顔画像の特徴領域画像集合を生成すること、ここで、</u> <u>第1畳み込みニューラルネットワークは顔画像から特徴領域画像を抽出するために使用されることと、</u> <u>特徴領域画像集合の各特徴領域画像を、対応する第2の畳み込みニューラルネットワークに入力し、その特徴領域画像に対応する</u></p>

14 AIなどの十分な公開に関する審査例20

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成
		<p><u>領域顔特徴を生成する、ここで、第2畳み込みニューラルネットワークは対応する特徴領域画像の領域顔特徴を抽出するために使用されることと、</u> <u>特徴領域画像集合の各特徴領域画像の領域顔特徴に基づいて、識別対象の顔画像の顔特徴集合を生成することと、</u> <u>ここで、第1畳み込みニューラルネットワークには空間変換ネットワークも設定されており、顔画像の特徴領域を決定するために使用される、識別対象の顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力し、識別対象の顔画像の特徴領域画像集合を生成することを含む：識別対象の顔画像を空間変換ネットワークに入力し、識別対象の顔画像の特徴領域を決定する、識別対象の顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力し、決定された特徴領域に基づいて、識別対象の顔画像の特徴領域画像集合を生成することと、を含むことを特徴とする顔特徴を生成するための方法。</u></p> <p><u>説明書関連段落</u> <u>本出願実施例が提供する顔特徴を生成するための方法は、まず取得した識別対象の顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力することで、識別対象の顔画像の特徴領域画像集合を生成できる。第1畳み込みニューラルネットワークは、顔画像から特徴領域を抽出するために使用される。</u></p>

14 AIなどの十分な公開に関する審査例20

修正内容	「專利審査指南」（2024）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成	「專利審査指南」（意見募集稿）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成
		<p><u>領域画像。その後、特徴領域画像集合の各特徴領域画像を対応する第2畳み込みニューラルネットワークに入力し、その特徴領域画像の領域顔特徴を生成することができる。第2畳み込みニューラルネットワークは、対応する特徴領域画像の領域顔特徴を抽出するために使用できます。その後、特徴領域画像集合の各特徴領域画像の領域顔特徴に基づいて、識別対象の顔画像の顔特徴集合を生成することができる。つまり、第1畳み込みニューラルネットワークが生成した特徴領域画像集合は、各第2畳み込みニューラルネットワークに対して情報共有を実現できます。このようにしてデータ量を減少させ、メモリ資源の占有を低減し、生成効率の向上に寄与する。</u></p> <p><u>生成結果の精度を向上させるために、第1畳み込みニューラルネットワークには空間変換ネットワークを設定し、顔画像の特徴領域を決定することができる。この場合、電子機器は識別対象の顔画像を空間変換ネットワークに入力し、識別対象の顔画像の特徴領域を決定する。このようにして、第1畳み込みニューラルネットワークは入力された識別対象の顔画像に対して、空間変換ネットワークで決定された特徴領域に基づいて、特徴層上で特徴領域と一致する画像を抽出し、識別対象の顔画像の特徴領域画像集合を生成する。空間変換ネットワークは第1畳み込みニューラル</u></p>

14 AIなどの十分な公開に関する審査例20

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成
		<p><u>ネットワーク内の具体的な設定位置は本出願では制限されていない。空間変換ネットワークは、異なる顔画像の異なる特徴の特徴領域を学習によって決定することができる。</u></p> <p><u>分析及び結論</u> <u>発明專利出願は、顔特徴を生成するための方法を保護することを求めている。顔画像生成結果の精度を向上させるために、第1畳み込みニューラルネットワークに空間変換ネットワークを設定することができ、顔画像の特徴領域を決定するために使用されるが、説明書にはその空間変換ネットワークが第1畳み込みニューラルネットワーク内の具体的な設定位置について記載されていない。関連技術分野の技術者は、空間変換ネットワークが全体として第1畳み込みニューラルネットワークの任意の位置に挿入され、畳み込みニューラルネットワークのネスト構造を形成できることを知っている。例えば、空間変換ネットワークは第1畳み込みニューラルネットワークの第一層として、または中間層として配置することができ、これらの位置はその画像特徴領域の認識能力に影響を与えない。訓練によって、空間変換ネットワークは異なる顔画像の異なる特徴が存在する特徴領域を決定することができる。このようにして、空間変換ネットワークは第1畳み込みニューラルネットワークに特徴領域の切り取りを指導するだけでなく、入力データに対して簡単な空間変換も行うことができる。</u></p>

14 AIなどの十分な公開に関する審査例20

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成
		<p><u>第1の畳み込みニューラルネットワークの処理効果を向上させるために空間変換を行います。これにより、発明專利出願で使用されるモデルの階層が明確であり、各階層間の入力/出力およびその関係が明確である。畳み込みニューラルネットワークと空間変換ネットワークはどちらも公知のアルゴリズムであり、技術分野の技術者はこれらの記載に基づいて対応するモデル構造を構築することができる。したがって、発明專利出願で保護を求める解決策は説明書で十分に公開されており、專利法第26条第3項の規定に適合している。</u></p>
修正説明	<p>「顔特徴を生成するための方法」の例は、顔画像生成結果の精度を向上させる技術的問題を解決するために、第1の畳み込みニューラルネットワークに空間変換ネットワークを設定し、顔画像の特徴領域を決定します。説明書には、この空間変換ネットワークが第1の畳み込みニューラルネットワーク内の具体的な位置について記載されていません。この例では、技術分野の技術者は、空間変換ネットワークが全体としてモデルの任意の位置に挿入でき、その画像特徴領域を認識する能力に影響を与えないことを知っており、上記の技術的問題を解決することができます。したがって、発明專利出願で保護を求める解決策は説明書で十分に公開されています。</p>	

14 AIなどの十分な公開に関する審査例21

修正内容	「專利審査指南」（2024）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成	「專利審査指南」（意見募集稿）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成
		<p><u>【例21】</u> <u>生体情報に基づく癌予測方法</u> <u>出願内容の概要</u> <u>発明專利出願は、生体情報に基づく癌予測方法を提供し、訓練された悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを用いて、血液検査、血液生化学検査指標及び顔画像特徴をスクリーニングモデルの入力として組み合わせ、悪性腫瘍の罹患予測値を得ることで、悪性腫瘍予測の精度向上という技術的課題を解決する。</u></p> <p><u>出願の請求項</u> <u>スクリーニング対象者の血液検査結果、血液生化学検査結果を取得し、血液検査、血液生化学検査結果の指標、年齢、性別を識別することと、</u> <u>スクリーニング対象者の正面素顔画像を取得し、顔画像特徴を抽出することと、</u> <u>悪性腫瘍強化スクリーニングモデルに基づき、スクリーニング対象者の悪性腫瘍罹患予測値を予測することと、</u> <u>ここで、悪性腫瘍強化スクリーニングモデルの訓練過程は、下記になる、</u></p>

14 AIなどの十分な公開に関する審査例21

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成
		<p><u>大規模な人群サンプル集合を構築し、サンプルには同一人物の血液検査、血液生化学および顔画像を含める、血液検査、血液生化学および顔画像の特徴を利用して学習サンプルを作成し、学習サンプルを用いて機械学習アルゴリズムモデルを訓練し、悪性腫瘍の強化スクリーニングモデルを得ることと、を含むことを特徴とする生体情報に基づく癌予測方法。</u></p> <p><u>説明書関連段落</u> <u>現在、腫瘍マーカーを用いて悪性腫瘍を識別する際、腫瘍マーカーの基準が閾値を超えている場合でも悪性腫瘍と確定できず、閾値以下の場合でも悪性腫瘍を排除できない。腫瘍マーカーに基づいて癌を予測することは、精度が高くない。本出願は血液検査、血液生化学検査指標、顔画像を利用して複数の悪性腫瘍の識別精度を向上させる。</u> <u>本出願は血液検査データを利用するだけでなく、顔画像が示すスクリーニング対象者の健康状態を参考にすることで、悪性腫瘍の罹患確率をより正確に予測できる。悪性腫瘍強化スクリーニングモデルの計算特徴の選択には、血液検査データと血液生化学の一部または全ての指標を利用できる。</u></p> <p><u>分析及び結論</u> <u>発明專利出願が解決すべき技術的問題は、悪性腫瘍予測の精度をどのように向上させるかであり、上記の技術的問題を解決するために、この解決策は、</u></p>

14 AIなどの十分な公開に関する審査例21

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.3 説明書及び権利要求書の作成
		<p><u>訓練された悪性腫瘍スクリーニングモデルを利用し、血液検査、血液生化学検査の指標と顔画像の特徴をスクリーニングモデルの入力として、悪性腫瘍の罹患予測値を得ることを目指している。しかし、血液検査と血液生化学検査という一般的な生化学検査項目にはそれぞれ数十の検査指標が含まれている。にもかかわらず、説明書にはどの指標が腫瘍予測の精度に関連する重要な指標であるか、またはすべての指標を参考にして各指標に異なる重みを与えて予測を行うかについて記載されておらず、技術分野の技術者もどの指標が悪性腫瘍の判断に使用できるかを特定することができない。また、現在の科学研究に基づくと、顔面皮膚癌などの少数の腫瘍を除いて、顔の特徴と悪性腫瘍の罹患との関連性はまだ不確定であり、説明書には「判断の根拠」と「判断結果」の因果関係についても記載や証明がない。さらに、説明書にはこの解決策を用いて複数の悪性腫瘍を識別する精度が腫瘍マーカーによる識別精度よりも高いことや、ランダムに悪性腫瘍罹患確率を判断する精度レベルよりも明らかに高いことを証明する検証データも提供されていない。技術分野の技術者は説明書に公開された内容だけでは、この出願の解決策が解決しようとしている技術的問題を解決できるかどうかを特定することができない。そのため、発明専利</u></p>

14 AIなどの十分な公開に関する審査例21

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 6.3説明書及び権利要求書の作成	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 6.3説明書及び権利要求書の作成
		<u>出願が保護を求める技術的方案は説明書で十分に公開されておらず、説明書は專利法第26条第3項の規定に適合していない。</u>
修正説明	<p>例「生物情報に基づく癌予測方法」は、悪性腫瘍の予測精度を向上させる技術的課題を解決するために、訓練された悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを利用し、血液常規検査、血液生化学検査指標及び顔画像特徴をスクリーニングモデルの入力として用いて、悪性腫瘍の罹患予測値を得ることを目指しています。しかし、説明書には具体的にどの指標が腫瘍と関連しているか記載されておらず、関連技術分野の技術者もどの指標が悪性腫瘍の判断に使用できるかを特定できません。また、顔の特徴と悪性腫瘍の罹患との関連性も不確定です。したがって、発明專利出願が保護を求める技術的方案は、述べられた技術的課題を解決することができず、説明書は十分に公開されていません。</p>	

15 ビットストリーム：客体

修正 内容	『専利審査指南』（2024）第2部第9章 コンピュータプログラムに関する発明専利出願審査の若干の規定	『専利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 コンピュータプログラムに関する発明専利出願審査の若干の規定
		<p>7. ビットストリームを含む発明専利出願審査に関する規定 <u>ストリーミングメディア、通信システム、コンピュータシステムなどの応用分野では、さまざまなタイプのデータが一般的にビットストリームの形式で生成、保存、伝送される。本節は、専利法およびその実施細則の規定に基づき、ビットストリームを含む発明専利出願の保護客体の審査および説明書と請求項の作成について具体的な規定を行うことを目的としている。</u></p> <p>7.1 保護客体の審査</p> <p>7.1.1 専利権を付与できない出願 <u>ある請求項の主題が単なるビットストリームにのみ関わる場合、その請求項は専利法第25条第1項第(二)号に規定される知的活動のルールおよび方法に該当し、専利保護の客体にはならない。</u> <u>ある請求項が、その主題名以外において限定されるすべての内容が単なるビットストリームにのみ関わる場合、その請求項は専利法第25条第1項第(二)号に規定される知的活動のルールおよび方法に該当し、専利保護の客体にはならない。</u></p> <p>7.1.2 専利権を付与できる出願 <u>デジタルビデオのエンコード/デコード技術分野において、ビットストリームを生成する特定のビデオエンコード/デコード方法が専利法第2条第</u></p>

15 ビットストリーム：十分な公開+サポート

<p>修正内容</p>	<p>『特許審査指南』（2024）第2部第9章 コンピュータプログラムに関する発明特許出願の審査に関する若干の規定</p>	<p>『特許審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 コンピュータプログラムに関する発明特許出願の審査に関する若干の規定</p>
		<p><u>2項で述べた技術的解決策は、特定のビデオエンコード/デコード方法によって限定されるビットストリームの保存または伝送方法、およびそのビットストリームを保存するコンピュータ読み取り可能な記憶媒体が、保存または伝送資源の最適な配置を実現できるため、特定のビデオエンコード/デコード方法によって限定される保存または伝送方法およびコンピュータ読み取り可能な記憶媒体は、特許法第2条第2項で述べた技術的解決策に該当し、特許保護の対象とならない。</u></p> <p>7.2 説明書の作成 <u>特定のビデオエンコード/デコード方法によって生成されたビットストリームを含む発明特許出願の説明書は、その特定のビデオエンコード/デコード方法について、所属技術分野の技術者が実現できるように明確かつ完全に説明する必要がある。ビットストリームの保存または伝送方法およびそのビットストリームを保存するコンピュータ読み取り可能な記憶媒体の保護対象が含まれる場合、説明書には権利請求をサポートするために対応する説明も必要である。</u></p> <p>7.3 権利要求書の作成 <u>特定のビデオエンコード/デコード方法によって生成されたビットストリームを含む発明特許出願は、方法、装置、およびコンピュータ読み取り可能な記憶媒体の権利請求として作成できる。発明特許出願の権利要求書では、一般的にそのビットストリームを生成する特定のビデオエンコード/デコード方法を基に作成すべきである。</u></p>

15 ビットストリーム：専利請求の範囲作成例

修正内容	『専利審査指南』（2024）第2部第9章 コンピュータプログラムに関する発明専利出願の審査に関する若干の規定	『専利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 コンピュータプログラムに関する発明専利出願の審査に関する若干の規定
		<p><u>特定のビデオ符号化/復号化方法の専利請求を引用するか、またはその方法のすべての特徴を含む方法で、対応する記憶方法、伝送方法、および/またはコンピュータ読み取り可能な記憶媒体の専利請求を作成する。</u></p> <p><u>【例1】</u></p> <p><u>1. 現在符号化すべきフレーム画像を取得し、当該フレーム画像を複数の画像ブロックに分割するステップと、</u> <u>符号化済みのフレームから少なくとも1つの参照フレームを選択するステップと、各画像ブロックについて、当該参照フレーム内で最適な一致ブロックを検索し、当該画像ブロックと最適な一致ブロックとの間の動きベクトルを計算するステップと、</u> <u>当該動きベクトルに基づいて、当該参照フレームから予測ブロックを取得するステップと、</u> <u>当該画像ブロックと予測ブロックとの間の残差を計算するステップと、</u> <u>当該残差を変換および量子化处理し、量子化係数を生成するステップと、</u> <u>当該量子化係数および動きベクトルをエントロピー符号化してビットストリームを生成するステップと、を含むことを特徴とする</u> <u>「あるビデオ符号化方法」に関する発明専利出願は、上記のように専利請求を作成できる。</u></p>

15 ビットストリーム：請求項作成例

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第9章 コンピュータプログラムに関する発明專利出願審査のいくつかの規定	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第9章 コンピュータプログラムに関する発明專利出願審査のいくつかの規定
		<p><u>2. フレーム画像分割ユニット、現在エンコードすべきフレーム画像を取得し、当該フレーム画像を複数の画像ブロックに分割することと、</u> <u>参照フレーム選択ユニット、エンコード済みのフレームから少なくとも1つの参照フレームを選択することと、</u> <u>動きベクトル計算ユニット、各画像ブロックに対して、参照フレーム内で最適な一致ブロックを検索し、画像ブロックと最適一致ブロック間の動きベクトルを計算することと、</u> <u>予測ブロック取得ユニット、動きベクトルに基づいて、参照フレームから予測ブロックを取得することと、残差計算ユニット、画像ブロックと予測ブロック間の残差を計算することと、</u> <u>変換および量子化ユニット、残差を変換および量子化处理し、量子化係数を生成することと、</u> <u>エントロピーエンコードユニット、量子化係数と動きベクトルをエントロピーエンコードしてビットストリームを生成することと、を含むことを特徴とする一種のビデオエンコード装置。</u></p> <p><u>3.請求項1の方法によって生成されたビットストリームを記憶媒体に保存することを含むビットストリームを記憶媒体に保存する方法。</u></p>

15 ビットストリーム：請求項記述例

<p>修正内容</p>	<p>「專利審査指南」(2024)第2部第9章 コンピュータプログラムに関する發明專利出願の審査に関するいくつかの規定</p>	<p>「專利審査指南」(意見募集稿)第2部第9章 コンピュータプログラムに関する發明專利出願の審査に関するいくつかの規定</p>
		<p><u>4.請求項1の方法によって生成されたビットストリームを伝送することを含むビットストリームを伝送する方法。</u> <u>5.請求項1の方法によって生成されたビットストリームが記録されたコンピュータが読み取り可能な記憶媒体。</u></p>
<p>修正説明</p>	<p>第7.1.1節では、請求項の主題が単なるビットストリームに関するものである場合、それは專利保護の対象ではないと規定しています。請求項が、その主題名以外の限定内容が単なるビットストリームに関するものである場合も、專利保護の対象ではありません。</p> <p>第7.1.2節では、デジタルビデオのエンコード/デコード技術分野において、特定のビデオエンコード/デコード方法が專利法上の技術的解決策に該当する場合、その特定のビデオエンコード/デコード方法によって限定されるビットストリームの保存または伝送方法、およびそのビットストリームを保存するコンピュータが読み取り可能な記憶媒体は專利保護の対象となります。</p> <p>第7.2節では、説明書はビットストリームを生成する特定のビデオエンコード/デコード方法を十分に公開しなければならないと明確にしています。ビットストリームを保存または伝送する方法、およびそのビットストリームを保存するコンピュータが読み取り可能な記憶媒体の保護対象に関しては、説明書は請求項を支持するために適切な説明を行う必要があります。</p> <p>第7.3節では、特定のビデオエンコード/デコード方法によって生成されたビットストリームを含む發明專利出願は、方法、装置、およびコンピュータが読み取り可能な記憶媒体の請求項として記述できることを明確にしています。これは、發明專利出願の請求項において、一般的にはそのビットストリームを生成する特定のビデオエンコード/デコード方法の請求項を基礎として、その方法の請求項を引用するか、その方法のすべての特徴を含む形で対応する保存方法、伝送方法、および/またはコンピュータが読み取り可能な記憶媒体の請求項を記述することを目的としている。同時に具体的な記述例を示しています。</p> <p>権利者に対して、ある一つの段階で権利を主張する選択肢を提供するものであり、権利者が産業の複数段階で権利を主張し、その技術的貢献に不相応なライセンス収益を得ることを許可するものではありません。</p>	

16 植物の定義

修正内容	『專利審査指南』（2024）第2部第10章 化学分野の發明專利出願審査に関する若干の規定	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第10章 化学分野の發明專利出願審査に関する若干の規定
	<p>9. 生物技術分野における發明專利出願の審査 本節における「生物材料」という用語は、遺伝子やプラスミド、微生物、動物、植物など、遺伝情報を持っており、かつ自己複製できるか、若しくは生物システムの中で複製されることができるあらゆる材料を意味する。 「動物」、「植物」という用語の定義は、本部分第一章第4.4節の規定を適用する。中に述べた動物及び植物は、界・門・綱・目・科・属・種など、動物や植物の各階級の分類項目であつてもよい。</p>	<p>9. 生物技術分野における發明專利出願の審査 本節における「生物材料」という用語は、遺伝子やプラスミド、微生物、動物、植物など、遺伝情報を持っており、かつ自己複製できるか、若しくは生物システムの中で複製されることができるあらゆる材料を意味する。 「動物」という用語の定義は、本部分第一章第4.4節の規定を適用する。「植物」とは、光合成を利用して水、二酸化炭素、無機塩などの無機物から炭水化物やタンパク質を合成し、生存を維持し、通常移動しない生物を指す。中に述べた動物及び植物は、界・門・綱・目・科・属・種など、動物や植物の各階級の分類項目であつてもよい。</p>
修正説明	<p>ここで述べられている「生物材料」に含まれる「植物」を説明するために植物の定義を明確にします。</p>	

17 植物および関連保護対象

修正 内容	『專利審査指南』（2024）第2部第10章 9. バイオテクノロジー分野の發明專利出願の審査 9.1 保護対象の審査 9.1.2 專利法第25条に基づく保護対象の審査	『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第10章 9. バイオテクノロジー分野の發明專利出願の審査 9.1 保護対象の審査 9.1.2 專利法第25条に基づく保護対象の審査
	<p>.....</p> <p>動物の体細胞及び動物の組織と器官（胚胎を除く）は、本部分第一章第 4.4 節 に述べた「動物」の定義に合致しないため、專利法 25 条 1 項（四）号に規定した範疇に該当しない。</p> <p>光合成作用を通じ、水や二酸化炭素、無機塩などの無機物を以って、炭水化物、蛋白質を合成することにより生存を維持している植物の単植株及びその繁殖材料（種子など）は、本部分第一章第4.4 節に述べた「植物の品種」の範疇に該当し、專利法 25 条 1 項（4）号の規定により、專利権の付与を受けてはならない。</p> <p>植物の細胞や組織、器官がもし、前述の特性を備えていなければ、「植物の品種」と認められることができないため、專利法 25 条 1 項（四）号に規定した範疇に該当しない。</p>	<p>.....</p> <p>動物の体細胞及び動物の組織と器官（胚胎を除く）は、本部分第一章第 4.4 節 に述べた「動物」の定義に合致しないため、專利法 25 条 1 項（四）号に規定した範疇に該当しない。</p> <p><u>自然界から見つけた技術処理されていない天然存在の野生植物は、專利法第25条第1項第（一）号で規定される科学的発見に該当し、專利権を付与することはできません。しかし、野生植物が人工選育または改良され、産業上の利用価値がある場合、その植物自体は科学的発見の範囲には含まれない。</u></p> <p><u>本部分第一章第4.4節に述べた「植物の品種」の特異性、一致性および安定性は、その植物群が他の植物群と明確に区別され、繁殖後も形態的特徴と生物学的特性が一致し、遺伝的性質が安定していることを指します。人工選育または発見された野生植物を改良して得られた植物およびその繁殖材料が上記の特異性、一致性および安定性を持たない場合、それは</u></p>

17 植物および関連保護対象

修正内容	<p>『專利審査指南』（2024）第2部第10章 9. バイオテクノロジー分野の發明專利出願の審査 9.1 保護対象の審査 9.1.2 專利法第25条に基づく保護対象の審査</p>	<p>『專利審査指南』（意見募集稿）第2部第10章 9. バイオテクノロジー分野の發明專利出願の審査 9.1 保護対象の審査 9.1.2 專利法第25条に基づく保護対象の審査</p> <p>「植物の品種」と見なされないため、專利法第25条第1項第（四）号の規定には該当しない。</p>
修正説明	<p>一つ目は、植物が科学的発見に該当するかどうかの判断基準を追加すること。</p> <p>二つ目は、単一の植物およびその繁殖材料が植物品種に該当するという表現を適応的に削除し、植物品種の特異性、一致性、安定性の判断基準をさらに追加することで、この内容は『中華人民共和国植物新品种保护条例』の関連規定に合致しています。</p> <p>三つ目は、「人工選育または発見された野生植物を改良して得られた植物およびその繁殖材料」が特異性、一致性、安定性を持たない場合、專利法上の植物品種には該当しないことを明確にし、革新成果を示す育種中間材料を專利保護の範囲に含めることを強調します。</p> <p>第2部第10章第9.1.2.4節「遺伝子組換え動物と植物」における遺伝子組換え植物が植物品種に該当するという表現を適応的に調整し、それ自体が植物品種の範囲に属する場合は專利保護の対象ではないことを明確にします。</p>	

18 対象：遺伝子組み換え

修正内容	<p>『専利審査指南』（2024）第2部第10章 9. バイオテクノロジー分野の発明専利出願の審査 9.1 保護請求された客体に対する審査 9.1.2 専利法 25 条に基づいて保護を請求する客体に対する審査</p>	<p>『専利審査指南』（意見募集稿）第2部第10章 9. バイオテクノロジー分野の発明専利出願の審査 9.1 保護請求された客体に対する審査 9.1.2 専利法 25 条に基づいて保護を請求する客体に対する審査</p>
	<p>9.1.2.4 遺伝子組み換え動物と植物 遺伝子組換動物又は植物は、遺伝工学における組換 DNA 技術など生物学的方法により得られた動物又は植物である。それ自体は依然として、本部分第一章第 4.4 節で定義している「動物の品種」又は「植物の品種」の範疇に該当し、専利法 25 条 1 項（四）号の規定により、専利権の付与を受けてはならない。</p>	<p>9.1.2.4 遺伝子組み換え動物と植物 遺伝子組換動物又は植物は、遺伝工学における組換 DNA 技術など生物学的方法により得られた動物又は植物である。もしそれ自体は依然として、本部分第一章第 4.4 節で定義している「動物の品種」又は「植物の品種」の範疇に該当する場合、専利法 25 条 1 項（四）号の規定により、専利権の付与を受けてはならない。</p>
修正説明	<p>第2部第10章第9.1.2.4節「遺伝子組み換え動物と植物」における遺伝子組み換え植物が植物品種に属するという表現を適応的に調整し、それ自体が植物品種の範疇に属する場合、専利保護の対象にはならないことを明確にします。</p>	

19 PCT優先権審査：譲渡人を全ての出願人として明確にする

<p>修正内容</p>	<p>『專利審査指南』（2024）第3部第1章 5. その他の書類の審査 5.2 優先権の要求 5.2.3 先の出願書類の副本の審査</p> <p>5.2.3.2 優先権を享有する証明の提供 (3) の場合、出願人が国際段階において要求に合致した優先権享有声明を行った場合を除き、出願人は相応の証明書類を提出しなければならない。証明書類に、譲渡人が署名するか、或いは押し印をしなければならない。証明書類は原本であるか、或いは公証を受けたコピーでなければならない。</p>	<p>『專利審査指南』（意見募集稿）第3部第1章 5. その他の書類の審査 5.2 優先権の要求 5.2.3 先の出願書類の副本の審査</p> <p>5.2.3.2 優先権を享有する証明の提供 (3) の場合、出願人が国際段階において要求に合致した優先権享有声明を行った場合を除き、出願人は相応の証明書類を提出しなければならない。証明書類に、先の出願の出願人全員が署名するか、或いは押し印をしなければならない。証明書類は原本であるか、或いは公証を受けたコピーでなければならない。</p>
<p>修正説明</p>	<p>現行『指南』では「証明書類は譲渡人が署名または押印する必要があります」と規定されており、出願者が譲渡人が先の出願の出願人全員であるかどうかについて異なる理解を持つ可能性があります。本節における「譲渡人」を「先の出願の出願人全員」に修正し、『指南』第1部第1章第6.2.2.4節および第3部第1章第5.2.6節の表現と一致させます。</p>	

20 電子配列表、ページ数を計算しない

修正内容	「專利審査指南」（2024）第3部第1章 7. 費用納付における特殊な規定	「專利審査指南」（意見募集稿）第3部第1章 7. 費用納付における特殊な規定
	<p>7.3 その他特殊な費用</p> <p>国際出願の国内段階手続きにおいては、本指南第5部分第2章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。</p> <p>(1) 訳文誤り補正手数料（即ち訳文補正費）は、訳文の誤り補正請求の提出と同時に納付しなければならない。</p> <p>(2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限以内に納付しなければならない（単一性回復費についての詳細な説明は本部分第2章第5.5節を参照）。</p> <p>(3) 説明書の中に、用紙が400頁以上になるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表が含まれており、かつ国内段階移行時に、コンピュータ読み取り可能な形式による配列表を提出した場合、当該配列表の説明書付加費は400頁で徴収する。</p>	<p>7.3 その他特殊な費用</p> <p>国際出願の国内段階手続きにおいては、本指南第5部分第2章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。</p> <p>(1) 訳文誤り補正手数料（即ち訳文補正費）は、訳文の誤り補正請求の提出と同時に納付しなければならない。</p> <p>(2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限以内に納付しなければならない（単一性回復費についての詳細な説明は本部分第2章第5.5節を参照）。</p> <p>……</p>
修正説明	<p>配列表に関する出願追加料金の計算ルールをさらに明確化し、以下を修正しました：</p> <p>一つ目は、第5部第2章第1節で「規定された形式に従って提出されたコンピュータ読み取り可能な形式の配列表については、ページ数を計算しない」と規定しました。</p> <p>二つ目は、第3部第1章第7.3節で400ページを超える配列表の料金計算規定を削除しました。</p> <p>説明が必要なのは、紙媒体で提出された通常の出願については、依然として紙媒体のシーケンスリストのページ数に基づいて追加料金が計算されるということです。</p>	

21 審査の簡略化/無効審査の決定

修正内容	『專利審査指南』（2024）第4部第1章 6. 審査決定	『專利審査指南』（意見募集稿）第4部第1章 6. 審査決定
	<p>6.2 審査決定の構成 審査決定は以下の部分を含む。 ……</p> <p>4) 案件の事由 …… 発明又は実用新案の專利出願或いは專利の復審又は無効宣告請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。 拒絶決定を撤回する再審査決定については、案件の由来部分を簡略化または省略することができる。 ……</p>	<p>6.2 審査決定の構成 審査決定は通常以下の内容を含み、<u>状況に応じて簡略化または省略されることがある。</u> ……</p> <p>(4) 案件の由来 …… 発明又は実用新案の專利出願或いは專利の復審又は無効宣告請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。 ……</p>
修正説明	<p>今回の修正は、審査決定の構成内容に関するもので、全体的な要求として、この節に記載されている内容が審査決定の通常の構成内容であり、固定された構成内容ではないことを明確にしました。案件の状況に応じて簡略化または省略することができます。具体的な内容では、撤回拒否決定に対する再審査決定の事由にのみ簡略化または省略する規定を削除し、全体的な要求と一致させました。これらの調整を通じて、決定内容の規範性を保証しつつ、実質的な争点の解決をより重点的に反映し、審査の質と効率を向上させることができます。</p>	

22 他人の名義を冒用して無効請求を行ってはならない

<p>修正内容</p>	<p>『專利審査指南』（2024）第4部第3章 3. 無効宣告請求の形式審査</p>	<p>『專利審査指南』（意見募集稿）第4部第3章 3. 無効宣告請求の形式審査</p>
	<p>3.2 無効宣告請求人の資格 請求人が以下に挙げる状況の1つに該当する場合、その無効宣告請求を受理しないものとする。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p>	<p>3.2 無効宣告請求人の資格 請求人が以下に挙げる状況の1つに該当する場合、その無効宣告請求を受理しないものとする。</p> <p>(1) ……</p> <p><u>(2) 無効宣告請求の提出が請求人の真意を示すものではない場合。</u></p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>(5) ……</p>
<p>修正説明</p>	<p>「真の意思表示」は法律行為を構成する基本要素であり、法律行為が有効であるための基礎条件です。実際には、他人の名義を冒用して無効宣告の請求を行うケースが見られます。このような場合、無効宣告の請求はその請求人の真の意思表示に基づいて提出されたものではなく、しばしば虚偽の請求書や委任状など関連資料の作成が伴います。このような行為は誠実信用の原則に反し、專利無効宣告制度の信頼性と市場競争秩序を損ないます。</p> <p>このような行為を規制するために、無効宣告請求人の資格審査部分に一つの状況を追加し、無効宣告請求が請求人の真の意思表示に基づいていない場合は受理しないことを明確にしました。そして、受理しない状況については、原則から具体的な順序で第（2）項に配置しました。</p>	

23 同一事案については、実質的に同じ理由と証拠を含む場合、再度の審理は行わないことを明確にする。

<p>修正内容</p>	<p>『專利審査指南』（2024）第4部第3章 3. 無効宣告請求の形式審査</p>	<p>『專利審査指南』（意見募集稿）第4部第3章 3. 無効宣告請求の形式審査</p>
	<p>3.3 無効宣告請求の範囲および理由と証拠 (3) 專利復審委員会がある專利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また同一の理由や証拠を以って無効宣告請求を提出した場合には、受理しないが、該理由や証拠は時限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。</p>	<p>3.3 無効宣告請求の範囲および理由と証拠 (3) 專利復審委員会がある專利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また同一または実質的に同じ理由や証拠を以って無効宣告請求を提出した場合には、受理しないが、該理由や証拠は時限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。</p>
<p>修正説明</p>	<p>本節第（3）項では、無効宣告手続きにおける「同一事案不再理」原則を規定しており、「同じ理由と証拠」は理論と実務において一般的に「理由と証拠が同一または実質的に同じ」と理解されています。例えば、無効宣告の理由や証拠を形式的に簡単に調整・変更しただけで、法律上実質的に同じ場合も「同一事案不再理」原則の規制範囲に属する。本指南の今回の修正はこれを明確にし、請求人が合法的かつ合理的に無効宣告請求を提出する権利を保障するとともに、專利権者が不必要な訴訟負担を受けることを防ぎます。</p>	

24 テキストの提出方法と選択の修正

修正内容	『專利審査指南』（2024）第4部第3章 4. 無効宣告請求の合議審査	『專利審査指南』（意見募集稿）第4部第3章 4. 無効宣告請求の合議審査
	4.6無効宣告手続における專利書類の補正 ……	4.6無効宣告手続における專利書類の補正 …… 4.6.4 テキストの修正提出 專利権者が権利要求書を修正する場合、全文置換ページと修正対照表を提出しなければならない。 <u>專利権者が同一の無効宣告請求の審理手続で提出した複数の修正テキストが本章第4.6.3節の規定に適合する場合、最後に提出された修正テキストを審査テキストとし、他の修正テキストは放棄されたものとみなす。</u>
修正説明	<p>テキストの提出形式については、第2部第8章第5.2.4.1節の実体審査手続における「置換ページの提出」に関する規定を参照し、專利権者が無効宣告手続において「全文置換ページと修正対照表を提出」する方式を採用し、請求項の修正方式および内容を明確に説明することを明示しました。</p> <p>專利権者が同一の無効宣告請求の審理手続で提出した複数の修正テキストが第4.6.3節の規定に適合する場合、本指南の修正は、專利権者が最後に提出した修正テキストを審査テキストとし、他の修正テキストは放棄されたものとみなすことを明確にしました。この修正は、両当事者が審査テキストの確定について明確な予測を形成することを目的としています。</p>	

25 電子的な配列リスト、ページ数は計算しない

修正内容	『專利審査指南』（2024）第5部第2章 專利費用	『專利審査指南』（意見募集稿）第5部第2章 專利費用
	<p>1. 費用の支払い期限 ……</p> <p>出願付加費とは、出願書類の説明書（添付図面、配列表を含む）の頁数が30頁を超えているか若しくは請求項が10項を超えている場合に納付する費用をいう。当該費用の金額は、頁数又は項目数を以って算定される。</p> <p>……</p>	<p>1. 費用の支払い期限 ……</p> <p>出願付加費とは、出願書類の説明書（添付図面、配列表を含む）の頁数が30頁を超えているか若しくは請求項が10項を超えている場合に納付する費用をいう。当該費用の金額は、頁数又は項目数を以って算定される。</p> <p><u>規定の形式で提出されたコンピュータ読み取り可能な形式の配列表については、ページ数は計算しない。</u></p> <p>……</p>
修正説明	第3部第1章第7.3節の他の特別な費用と一致させます。	

26 専利局はもはや自発的に返還しない

修正内容	「専利審査指南」(2024)第5部第2章 4. 費用の一時保管と返還 4.2返還 4.2.1返還の原則	「専利審査指南」(意見募集稿)第5部第2章 4. 費用の一時保管と返還 4.2返還 4.2.1返還の原則
	<p>4.2.1.1 当事者が返還を請求できる場合</p> <p>(1) 超過納付した場合。例えば、当事者が年金 600 元を納付すべきであるが、所定の期限以内に実際に 650 元を納付した場合、超過納付となった 50 元について返還請求を提出してよいとする。</p> <p>(2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を 1 回提出すると、記載事項変更手数料 200 元を納付すべきであるが、当事者は 200 元を納付した後に、また 200 元を納付した場合、2 回目に納付した 200 元について返還請求を提出してよいとする。</p> <p>(3) 間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号(又は専利番号)を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失になったか、或いは権利喪失後に専利に係わる費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出してよいとする。</p> <p>(4) 当事者が実質審査段階に入った発明専利出願について、最初の審査意見通知書の回答期限満了前に自発的に撤回を申請した場合、発明専利出願の実質審査費の50%を返還請求することができる。ただし、回答意見を提出した場合は除く。</p>	<p>4.2.1.1 当事者が返還を請求できる場合</p> <p>(1) 超過納付した場合。例えば、当事者が年金 600 元を納付すべきであるが、所定の期限以内に実際に 650 元を納付した場合、超過納付となった 50 元について返還請求を提出してよいとする。</p> <p>(2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を 1 回提出すると、記載事項変更手数料 200 元を納付すべきであるが、当事者は 200 元を納付した後に、また 200 元を納付した場合、2 回目に納付した 200 元について返還請求を提出してよいとする。</p> <p>(3) 間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号(又は専利番号)を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失になったか、或いは権利喪失後に専利に係わる費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出してよいとする。</p> <p><u>(4) 専利局が発明専利出願が実質審査段階に入る通知書を発行する前に、専利出願が撤回されたとみなされるか、または撤回声明が承認された場合、当事者は既に支払った実質審査費について返還を請求することができる。</u></p>

26 専利局はもはや自発的に返還しない

修正内容	『専利審査指南』（2024）第5部第2章 専利に係わる費用	『専利審査指南』（意見募集稿）第5部第2章 専利に係わる費用
	<p>4.2.1.2 専利局が自発的に費用を返還する場合以下に挙げる状況を確認した場合、専利局は自発的に費用を返還しなければならない。</p> <p>—(1) 専利出願が取下げたものと見なされたか、若しくは専利出願の取下げ宣言が承認された後、そして専利局で発明専利出願の実体審査段階移行通知書を作成する前に納付した実体審査費</p> <p>—(2) 専利権の終了後、或いは専利権の全部無効を宣告する旨の決定の公告後に納付した年金</p> <p>—(3) 権利回復請求の審査許可手続が開始した後、専利局で権利回復しない旨の決定を行った場合、当事者が納付した権利回復請求費及び関連費用</p> <p>4.2.1.3費用を返還しない場合</p>	<p>(5) 当事者が実質審査段階に入った発明専利出願について、最初の審査意見通知書の回答期限満了前に自発的に撤回を申請した場合、発明専利出願の実質審査費の50%を返還請求することができる。ただし、回答意見を提出した場合は除く。</p> <p>(6) 当事者は、専利権が終了または専利権が全て無効と宣言された決定公告後に支払われた年金について返還を請求できる。</p> <p><u>(7) 権利回復請求の審査許可手続が開始した後、専利局で権利回復しない旨の決定を行った場合、当事者が納付した権利回復請求費及び関連費用について返還を請求できる。</u></p> <p>4.2.1.2費用を返還しない場合</p>
修正説明	<p>返還の正確性と迅速性を保証し、当事者の利益を保護するため、専利局は当事者の返還請求に記載された最新情報（銀行口座または住所）に基づいて返還を行います。そのため、第5部第2章第4.2.1.2節「専利局が自発的に返還する場合」を全体的に第4.2.1.1節「当事者が返還を請求できる場合」に調整します。</p>	

27 迅速審査

修正内容	『專利審査指南』（2024）第5部第7章 8. 審査順序	『專利審査指南』（意見募集稿）第5部第7章 8. 審査順序
	<p>8.1 一般原則 発明、実用新案および意匠専利出願については、通常、出願の提出順に従って初期審査を開始するものとする。発明専利出願については、実質審査手続きの開始に必要な他の条件が満たされている場合、実質審査請求書の提出および実質審査料の支払いの順に従って実質審査を開始するものとする。ただし、別段の定めがある場合を除く。</p> <p>必要に応じて、技術内容、出願人または発明者が相互に関連する専利出願については、統合して審査することができる。</p> <p>8.2 優先審査 ……</p> <p>8.3 延期審査 ……</p> <p>8.4 専利局による自発的開始</p>	<p>8.1 一般原則 発明、実用新案および意匠専利出願については、通常、出願の提出順に従って初期審査を開始するものとする。発明専利出願については、実質審査手続きの開始に必要な他の条件が満たされている場合、実質審査請求書の提出および実質審査料の支払いの順に従って実質審査を開始するものとする。ただし、別段の定めがある場合を除く。</p> <p><u>出願人の要求に応じて、専利出願を必要に応じて審査することができる。これには優先審査、迅速審査または延期審査が含まれる。</u></p> <p>必要に応じて、技術内容、出願人または発明者が相互に関連する専利出願については、統合して審査することができる。</p> <p>8.2 優先審査 ……</p> <p>8.3 <u>迅速審査</u> <u>国家レベルの知的財産保護センターまたは迅速権利保護センターで予備審査に合格した後に提出された</u>専利出願について、迅速審査に関する規定を満たす場合、迅速審査が可能である。</p> <p>8.4 審査の遅延 ……</p>

27 迅速審査

修正 内容	『專利審査指南』（2024）第5部第7章 8. 審査順序	『專利審査指南』（意見募集稿）第5部第7章 8. 審査順序
		8.5 専利局による自発的開始 ……
修正 説明	<p>今回の修正では、第8.1節「一般原則」に「出願者の要請により、専利出願を必要に応じて審査することができ、優先審査、迅速審査または遅延審査を含む」という表現を追加し、速さと遅さを組み合わせた「多軌制」審査モードを利用し、産業および出願者の実際のニーズを十分に満たす必要に応じた審査理念を反映しました。</p> <p>国家級知的財産保護センターおよび迅速権利保護センターは迅速審査業務において重要な役割を果たしており、今回の修正では第8.3節「迅速審査」の関連内容を追加し、事前審査に合格した専利出願の迅速審査プロセスおよび条件を明確にしました。</p>	

28 表現：期限満了 v. 満了終了

修正内容	<p>『專利審査指南』（2024）第5部第8章</p> <p>1. 專利公報</p> <p>1.3 專利公報の編集</p> <p>1.3.2 事務部分の編集</p>	<p>『專利審査指南』（意見募集稿）第5部第8章</p> <p>1. 專利公報</p> <p>1.3 專利公報の編集</p> <p>1.3.2 事務部分の編集</p>
	<p>1.3.2.6 專利權期限の補償</p> <p>專利權期限補償の公表項目には、主分類号、專利番号、出願日、許可公告日、元の專利權期限満了日、現在の專利權期限満了日が含まれる。</p> <p>医薬品專利權期限補償の公表項目には、主分類号、專利番号、出願日、許可公告日、医薬品名および承認された適応症、元の專利權期限満了日、現在の專利權期限満了日が含まれる。</p>	<p>1.3.2.6 專利權期限の補償</p> <p>專利權期限補償の公表項目には、主分類号、專利番号、出願日、許可公告日、元の專利權期限終了日、現在の專利權期限終了日が含まれる。</p> <p>医薬品專利權期限補償の公表項目には、主分類号、專利番号、出願日、許可公告日、医薬品名および承認された適応症、元の專利權期限終了日、現在の專利權期限終了日が含まれる。</p>
修正説明	<p>第5部第8章第1.3.2.6節「專利權期限の補償」における「專利權期限満了日」を「專利權期満了終了日」に修正します。</p>	

29 表現：許可人/被許可人 v. 質入人 / 抵当権者

修正内容	<p>『專利審査指南』（2024）第5部第8章</p> <p>1. 專利公報</p> <p>1.3 專利公報の編集</p> <p>1.3.2 事務部分の編集</p>	<p>『專利審査指南』（意見募集稿）第5部第8章</p> <p>1. 專利公報</p> <p>1.3 專利公報の編集</p> <p>1.3.2 事務部分の編集</p>
	<p>1.3.2.7 專利実施許諾契約登録の効力発生、変更及び抹消</p> <p>專利実施許諾契約登録効力発生の公表項目には、大分類番号、專利番号、登録番号、質入人、抵当権者、発明名称、出願日、発明公表日、認可公告日、許諾種類（独占、排他、通常）、登録日が含まれる。</p> <p>專利実施許諾契約登録変更の公表項目には、大分類番号、專利番号、登録番号、変更日、変更項目（許諾種類、質入人、抵当権者）及び変更前後の内容が含まれる。</p> <p>專利実施許諾契約登録抹消の公開対象項目には、大分類番号、專利番号、質入人、抵当権者、許諾契約登録抹消日が含まれる。</p>	<p>1.3.2.7 專利実施許諾契約登録の効力発生、変更及び抹消</p> <p>專利実施許諾契約登録効力発生の公表項目には、大分類番号、專利番号、登録番号、許可人、被許可人、発明名称、出願日、発明公表日、認可公告日、許諾種類（独占、排他、通常）、登録日が含まれる。</p> <p>專利実施許諾契約登録変更の公表項目には、大分類番号、專利番号、登録番号、変更日、変更項目（許諾種類、許可人、被許可人）及び変更前後の内容が含まれる。</p> <p>專利実施許諾契約登録抹消の公開対象項目には、大分類番号、專利番号、許可人、被許可人、許諾契約登録抹消日が含まれる。</p>
修正説明	<p>第5部第8章第1.3.2.7節「專利実施許諾契約登録の効力発生、変更及び抹消」における「質入人」を「許可人」に、「抵当権者」を「被許可人」に修正し、専門用語の表現を関連法及び規範的文書と一致させます。</p>	

30 表現：国際/分割出願における専利証書に記載された内容

修正内容	『専利審査指南』（2024）第5部第9章 1. 専利権の付与 1.2 専利証書	『専利審査指南』（意見募集稿）第5部第9章 1. 専利権の付与 1.2 専利証書
	<p>1.2.1 専利証書の構成 ……</p> <p>記載事項には、専利証書番号（連番）、発明創造名称、専利番号（すなわち出願番号）、専利出願日、発明者または設計者の名前、専利権者の名前または名称、第一専利権者の住所、その専利出願日の発明者または設計者の名前とその専利出願日の出願人の名前または名称などが含まれます。専利の記載事項が長すぎて1頁に記載するのが難しい場合は、別紙を追加することができます。</p>	<p>1.2.1 専利証書の構成 ……</p> <p>記載事項には、専利証書番号（連番）、発明創造名称、専利番号（すなわち出願番号）、専利出願日、発明者または設計者の名前、専利権者の名前または名称、第一専利権者の住所、その専利出願日の発明者または設計者の名前とその専利出願日の出願人の名前または名称などが含まれます。専利の記載事項が長すぎて1頁に記載するのが難しい場合は、別紙を追加することができます。</p> <p><u>国際59出願または分割出願の場合、専利証書に記載された専利出願日の発明者または設計者の名前、出願人の名前または名称は、国際出願が中国国家段階に入った時点または分割出願提出日の発明者または設計者の名前、出願人の名前または名称を指す。</u></p>
修正説明	<p>第5部第9章第1.2.1節「専利証書の構成」において、国際出願または分割出願に関する「専利証書に記載された専利出願日の発明者または設計者の名前、出願人の名前または名称」の説明を追加しました。</p>	

31 専利権の期間補償：審査手続きの合理的な遅延

修正内容	<p>「専利審査指南」（2024）第5部第9章 2. 専利法第42条第2項に基づく専利権の期間補償 2.2 補償期間の決定</p>	<p>「専利審査指南」（意見募集稿）第5部第9章 2. 専利法第42条第2項に基づく専利権の期間補償 2.2 補償期間の決定</p>
	<p>2.2.1 授権過程における合理的な遅延 以下の状況による遅延は授権過程における合理的な遅延に該当する。専利法施行細則第66条に従って専利出願書類を修正する審査手続き、専利法施行細則第103条に従った中止手続き、専利法施行細則第104条に従った保全措置、その他合理的な状況として行政訴訟手続きなど。</p>	<p>2.2.1 授権過程における合理的な遅延 以下の状況による遅延は授権過程における合理的な遅延に該当する。専利法施行細則第66条に従って専利出願書類を修正する、<u>または審査請求人の陳述した新しい理由や提出された新しい証拠に基づいて拒絶決定を撤回する</u>審査手続き、専利法施行細則第103条に従った中止手続き、専利法施行細則第104条に従った保全措置、その他合理的な状況として行政訴訟手続きなど。</p>
修正説明	<p>審査手続きで専利出願書類が修正されていない場合でも、審査請求人が陳述した新しい理由や提出された新しい証拠に基づいて拒絶決定を撤回する状況は、専利法施行細則第78条第3項第（三）号の合理的な遅延に該当します。ここでの新しい理由や新しい証拠とは、これらの理由や証拠が実体審査手続きで提供されていないことを指し、拒絶決定が出される前には主張されていない理由や提出されていない証拠です。審査請求人が審査段階で陳述した新しい理由や提出された新しい証拠に基づいて拒絶を撤回する審査決定が行われました。しかし、審査請求人が審査段階で法定手続き違反を主張して拒絶撤回を求め、合議体も法定手続き違反のみを理由として拒絶を撤回した場合、新しい理由の範囲には含まれません。</p>	

意見の出し方と期限

国家知識産権局の要求により、関係機関と各界の方々は2025年6月15日までに、修正された具体的な意見を電子メールで送信することができます。zhinan@cnipa.gov.cn